

昨年度に引き続き今年度も人権教育に関するミニ情報として「人権教育をめぐる動向」をシリーズにして掲載します。昨年度のシリーズ（その1～その9）は当課HPに掲載していますのでご参照ください。

今回は、文部科学省が昨年度公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の中から、指導内容に関することを紹介します。

【人権教育をめぐる動向】その10

人権教育ワンポイント情報 vol.10 H21.7

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の要点その⑤

「人権教育の指導内容の構成」～確認しておきたい事～

学校において人権教育を進めていく際には、人権教育が目指す諸能力を総体的・構造的にとらえた上で、その指導内容を構成することが必要である。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕

～指導等の在り方編～ P22 より

このことは、本県が人権教育で育てたい資質・能力を「知識」「技能」「態度」の3つの視点でとらえ総合的に育もうとしていることと重なります。

具体的に以下の3点のポイントが示されていますので参考にしてください。

○「知識」「技能」「態度」の育成を総合的に位置づける

人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができるが、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に位置付けることが望ましい。

○まずは教科領域の特質を踏まえる

一方、学校教育における各教科等やその分野・領域にはそれぞれ独自の目標やねらいがあり、指導に当たっては、この目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもない。

○「知識」「技能」「態度」のいずれかに焦点を当てた実践も必要である

育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも、必要かつ有効な方法となる。